

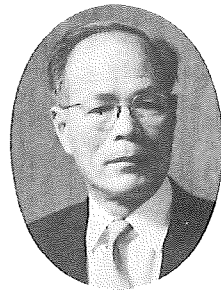
文教大学父母と教職員の会
会報

発行
越谷市南荻島3337
文教大学父母と教職員の会
電話 0489(74) 8811

発行日
昭和51年12月1日

会報創刊に寄せて

学長 小尾 庸 雄



にもとずき、父母と教職員が力を合
わせ、学生の進路の開拓などにご活
躍くださいますよう心から期待して
おります。

同窓生諸君も本会と足並を揃えた
い意気込みと伺っております。

このたび、本会の会報が創刊され
るに至りましたことは誠によろこば
しく、お祝い申し上げます。

わたしは学生諸君が充分学業を積
み、よりよい将来を築くことをつね
に念願しております。

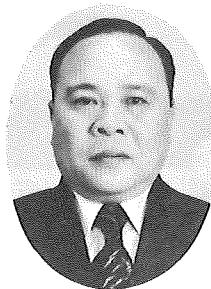
その意味から、本会が設立の趣旨



ひとつの輪 いくつにも

会長

古谷 武 雄



全国にまたがり、校歴もまた浅いと
いう現実での問題もある。だからこ
そ、組織を必要とし、本会発足に及
んだ所以もここにある。

本会の活動は、非政治性・非宗教
性・非営利性・学校管理への不干涉
の原則をふまえていきたい。互いの
良識を息吹かせ合い、持場持分を弁
え合って最大公約数的に歯車を前転
させたいものである。その実践の掘
下げによって、対応の仕方は、おの
ずから定まると考えるのである。

学生をめぐっての情報洪水、価値

建学の精神を思慕して、集う学生
達、指導なさる教職員、それを支え
る父母。校名の改称や男女共学への
画期的な編制替。各方面からの注目
を浴びながら、未来への期待をこめ
て、まさにこれからの学校である。

従って、今こそ、問われるべきは、
それぞれが如何に在るべきか、とい
う姿そのものである。

大学教育を正しく受けとめ、学校
と家庭が緊密に連絡し協力し合って
いく中でこそ、真に自らのものとし
ていくことが可能と考える。しかし、
共感を招き、態度化を促し、大学の
進展につながるという方向にむけて
結集し心をこらし歩を運びつづけて
いきたいものである。

会設立経過報告

文教大学が、開学十周年を迎えるにあたり、多くの父母や教職員から大学の教育とその活動、学生の進路開拓等をより一層充実するため、「父母と教職員の会」設立が強く要請されてきました。

明年四月より男女共学となり、大学が今後益々発展し、名実共に文教の大学として、社会に益する人材を養成するために「父母と教職員の会」設立は大きな意義をもつとの気運が高まり、六月二十七日第一回設立準備委員会が、東京九段の私学会館に於て、開催のはこびとなりました。

父母有志と学長をはじめ大学教職員代表による設立に要する諸問題について討議されました。

特に会の趣旨、目的、事業、費用等について活潑に意見がかわされ、次の点が申し合わされました。

1. 会費はなるべく安くしたい。

2. 委員は、府県、学生の学年、学科等を考慮し、なるべく多くの人になっていただき、支部運営に努力する。

3. 委員の選出は、明年四月入学時に学科単位で選出していただけるが、本年度は、学年、学科等を充分考慮して、大学側の委嘱の形をとる。

4. 創立準備委員は、なるべく初年度の常任委員になつていただく。

5. 常任委員は、会議出席の關係から東京近隣府県の方になつていただく。

6. 第二回準備委員会を八月上旬に開催する。

7. 創立総会は八月二十二日とする。

第二回準備委員会が八月一日私学会館で開催され、次の通り申し合わせられた。

1. 創立総会次第は原案通りとする。
2. 会規約、細則は原案を一部修正する。

3. 昭和五十一年度事業計画は原案通りとする。
4. 昭和五十一年度予算案は原案通りとする。

5. 役員候補者を次の通りとする。
会長 古谷 武雄(千葉県)
副会長 鈴木 貞三(静岡県)

同 小野 勝(副学長)
同 本吉 弘(東京都)
同 城田弘道(東京都)

同 古屋修則(東京都)
同 古屋修則(総務課長)

同 三井若菜(千葉県)
同 坪井 照男(群馬県)
同 佐々木彦九郎(学生課長)

同 田中 金治(栃木県)
同 進(埼玉県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 佐山 文夫(福島県)
同 後藤 樽根(教授)
同 福田 義繁(埼玉県)
同 佐々木正実(神奈川県)

同 佐々木 渡(教授)
同 佐々木 渡(教授)

同 鈴木 貞三(静岡県)
同 小野 勝(副学長)

同 本吉 弘(東京都)
同 城田弘道(東京都)

同 古屋修則(東京都)
同 古屋修則(総務課長)

同 三井若菜(千葉県)
同 坪井 照男(群馬県)

同 田中 金治(栃木県)
同 進(埼玉県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)



総会

庶務

三井若菜

(千葉県)

坪井 照男

(群馬県)

佐々木彦九郎

(学生課長)

会計

本吉 弘

(東京都)

城田弘道

(東京都)

古屋修則

(総務課長)

三井若菜

(千葉県)

坪井 照男

(群馬県)

佐々木彦九郎

(学生課長)

田中 金治

(栃木県)

進(埼玉県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 竹腰 昭(東京都)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

同 池田 四郎(神奈川県)

同 泉 敬子(助教)

4. 昭和五十一年度予算案は原案通り午後三時三十分盛會裡に總會を終了
りとする。 いたしました。

第二部は、小尾学長、小林教育学部長、水島人間科学・家政学部長、堀越学生部長が、それぞれ大学の現況と、大学の将来構想について報告され、会設立の意義深さを強調されました。

第三部は、大学学友会活動を代表するマンドリンクラブの演奏と児童文化研究会劇部会の熱演を披露して

待を寄せております。

ここに会員父母一一〇八名、教職員二〇〇名の「文教大学父母と教職員の会」として正式に発足をみたくです。

尚支部委員は總會案内状の中で依頼したところ、二六一名の協力が得られ常任委員一同そのご協力に感謝するとともに、支部活動に多大の期待を寄せております。

第五條 本会の経費は、入会金・会費及び寄付金によって支弁される。

第六條 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第七條 本会の会費は、常任委員会で定める。

第八條 本会に、左の役員をおく。

文教大学父母と教職員の会規約

庭と大学が緊密に提携・協力し、その発展・向上に寄与することを目的とする。

第一條 本会は、名称を文教大学父母と教職員の会とし、事務所を文教大学内に置く。

第二條 本会は、文教大学学生の父母及び大学の教職員、並びに趣旨に替同するものをもって組織する。

第三條 本会は、文教大学の教育に対する理解を高め、家庭に

1 会報を発刊して、会員と大学との連絡を密にする。
2 大学教育の向上・発展を図るために必要な事業。
3 会員の研修・親睦に

4 学生の進路についての協力。
5 同窓会との連絡・親睦・強力。
6 その他、本会の目的達成に必要な事業。

員は後任者が決定するまでその職にあるものとする。

第十條 会長・副会長は、常任委員会で互選し、總會の承認を得る。

第十一條 委員会は父母から選出された父母委員と大学から選定された教職員委員とをもって構成し、この中から常任委員を選出する。

第十二條 役員は、本会を代表し、各会議を招集する。

1 会長は、本会を代表し、各会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

3 常任委員は、本部会務の運営に当る。

4 委員は、主として支部の運営に当る。

5 会計監査委員は、会計の監査に当り、總會に報告する。

1 会長 一名
2 副会長 二名
3 常任委員 若干名
4 委員 若干名
5 会計監査委員 三名

第九條 役員は任期は二カ年とする。但し、再任を妨げない。役員が欠員が生じた場合は、常任委員会で選定し補充する。但し、役

員は後任者が決定するまでその職にあるものとする。

第十條 会長・副会長は、常任委員会で互選し、總會の承認を得る。

第十一條 委員会は父母から選出された父母委員と大学から選定された教職員委員とをもって構成し、この中から常任委員を選出する。

第十二條 役員は、本会を代表し、各会議を招集する。

1 会長は、本会を代表し、各会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

3 常任委員は、本部会務の運営に当る。

4 委員は、主として支部の運営に当る。

5 会計監査委員は、会計の監査に当り、總會に報告する。

第十三条 本会は、常任委員会の議を経て、顧問を置くことができる。

第十四条 総会は、毎年定期一回開催し、常任委員会及び委員会で審議した事項の承認をする。

第十五条 常任委員会は、随時開催し、左記の事項を審議する。

- 1 規約及細則
- 2 役員
- 3 事業計画
- 4 決算
- 5 予算
- 6 その他

第十六条 総会は、会員の過半数をもって成立する。

第十七条 事業遂行のため必要に応じて特別委員会を設ける。その委員は会長が委嘱する。

第十八条 本会は、都道府県に支部を置くことができる。

第十九条 支部は、支部地区の会員をもって組織し、本部の目的達成に協力する。

第二十条 支部規定は、本部規約に

準じ、支部地区の事情に即して制定する。

第二十一条 近接支部の連絡・協力機関として、地区支部連合を結成することができる。

第二十二条 支部役員が、本部役員を兼任することは妨げない。

第二十三条 本会の運営に関する必要事項は、常任委員会の議を経て細則を別に定める。

第二十四条 本規約は、昭和五十一年八月二十二日から施行する。

文教大学父母と教職員の会細則

一、入会金は、金一、〇〇〇円也とする。

二、1 会費は、年額金二、〇〇〇円也とする。

2 会費は、毎年四月末日までに納入しなければならない。

3 会費は、二年分以上納入してもよい。

ただし、納入後会費が増額されても、前納者は、追納しなくてもよい。

三、新入生の父母委員は、入学式の時、学科父母の会で選出され、総会で承認されたものとする。

四、支部は、常任委員会で承認されたから発足するものとする。

副会長 鈴木 貞三

会員の広場

文教大学父母と教職員の会に想う

副会長 鈴木 貞三

私は教育界の外野から、エネルギーの溢れる日本教育界を眺め、己に戦後三十年、今こそ英智を結集して、この転換期に処し、正しい日本教育の昇華を計らなければならないと思います。

今回、文教大学父母と教職員の会が、教育界の現状と、教育立国の与論を背景として、皆様の総意のもと幾度かの論議の集積により、総会に至りました事に深い敬意と、今後の

実践に対して、御同様、重大な責任を、感ずる次第で有ります。

而しながら今日なお、各人の行動がきわめて漠としており、「私は何をしたらよいか。」と、私の反問を誘う御質問に接する度に、我が恩師 鱒坂二夫先生の、「危機日本への提言。」の一節を思い起すので有ります。

曰く「親や教師のつとめとは何であらうか、それは、子供自らが、最もよく自分自身を変えるように、最良の条件を整え、刺戟を与えることであらう。各人はそれぞれ異つた能力をもってゐる。しかし、どの子も、一番すばらしい花を咲かせ、見事に実を結ばせなければならぬ。その為の条件と刺戟を与えるのが、親と教師の役割である」と。

我々は文教大学の教育に対する理解を深め、家庭と大学が密接に提携協力し、どの子にも、一番すばらしい花を咲かせ、見事な実を結ばせて世に送り、文教大学の発展向上に寄与しなければならぬと、改めて、思考するもので有ります。

そこで、共通の理想と目的達成の為に、父母と教師が、襟を止して、全員本会に入会して戴く事が、第一義であり度いと存じます。入会なされず、会の外にあって、会の批判をする事は自由で有りますが、共通の理想と目的を忘れてはなりません。

即ち我々は、子供の為、子供の将来の為に、文教大学に会した、「一期一会の同志。」であるからであります。それぞれ異った人材が、一つの目的に結集し、建設的論議を尽し、互に相協力し、対外的諸条件を整え、諸方針を達成する事が、条件整備であり、子供達の将来への布石につながる事を信ずるものであります。

皆様には是非御理解賜り度いと存じます。

又私は、本大学が、教育産業の名に於て、潤沢な金力の充填に走る事を最もおそれるもので有ります。文教大学建学の精神を全学園に徹底し、教育立国の大精神に立脚した教育王国の建設に、徹して戴き度いと思えます。

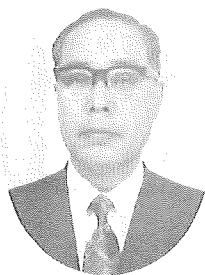
この秋こそ、子供一人一人が、立

派な教師道に徹し、学園を心の故郷と観じ、諸先生を思慕し、徳風普く、永遠の生命を見出すものと、確信致すものであります。

お願いと希望を申述べ、粗稿と致します。

皆様の御支援を

会計委員 本吉 弘



愈、会が発足しましたが、大学の関係教職員の方々には何かとお骨折り願わねばなりませんので、御苦勞様ですがよろしく願います。私はたまたま住居が大学に便利ということと委員に指名されました。誠に非力な者ですが、何かいくらかでもお役に立てれば幸いです。

子供が大学生になれば親としても人格を尊重し、自主的な責任をもつ

た日常生活を期待し、大学におまかせして、もう安心した気分になっていました。まして良い先生方と、良い友人達に恵まれていますので尚のこと安心していましたが、この会の発足で委員となって何をしたら良いか、いさ、か戸惑っています。併し大学の発展に役立つ応援団としての役割が果せば良いと考えています。

学生は全国各地から来ていますので父母の方々には子供の学生生活を気に掛けて居られる方も多いと思います。さし当って大学についての情報が多く、父母に伝わるようにしたら父母も安心ではないかと思えます。就職や結婚についても役立つ様なニュースがあればそんなことも盛込んで月一回位楽しい会報が届くと嬉しいと思います。

又各県別の支部作りも急がれますが、その運営も県毎に学生数や交通の便利さが違って骨が折れそうです。費用と時間の制約もあって会合も再々には難しいでしょうから、効果的にやるしか無いと思います。この会は学校を通じて父母の親睦にも役立ち

ますので、皆様方の絶大な御支援をお願い致します。

発足にあたって

庶務委員 三井 若菜



「文教大学父母と教職員の会」が発足し、役員をおうせつかる事となりました。役員なるものは、子どもが小学校の時に、PTAの会長を四年務めたきりで、中学、高校と一切関係なく過して来ました。ましてや、大学のいわゆるPTAとは何を為すべきか、その役員の任務とは、となりまますとどうにも荷が重いのです。会への要望、期待……と云われども、かくあるべきだという期待像が、心の中に焼きついていけば、目を閉じて、残像として浮かび上って来るのであります。如何にせん

ますので、皆様方の絶大な御支援をお願い致します。

白紙状態で、恥かしい限りでありま
す。

P T A のあり方というのも、小学
校、中学、高校、そして大学と、そ
れぞれ立場が違ってくると思われま
す。

それでは、大学では何をやればよ
いか。私達父母としては、何が出来
得るのでしょうか。

先づ文教大学は、まだ歴史が浅い
上、今年度校名が改称され、知名度
は低い、しかし教授陣及び、その
講義の内容は充実し、他に誇るに足
るものであります。名実共に誇り高
き大学にするにはどうしたらよいも
のか、大学をよくするには、よい学
生を集めねばなりません。就職難は
大分深刻化されて来ています。いく
らよい内容の大学でも、卒業しても
職に就くのがむずかしいとなれば、
ましてや来年度からは男子にも開校
された本校であります。

そこで考えられるのは、日本中に
散らばっている父母が、自分達の出
来得る限りの力をあげて、本校の学
生の就職を援助する事でありませ

そして、その為には、支部を結成し
本部と連絡を密にして、文教大学の
学生の幸せのために努力しましょう。
そうする事が大学をよりよくし、そ
れは又、わが子の幸せにつながるも
のと信じるものであります。

父母と教職員の会

発足にあたって

筒井 進

「文教大学父母と教職員の会」は家
庭と大学側との緊密な連携協力をは
じめ多くの厚意で発足することが出
来たことを皆様と共に喜んでいま
す。この分野では素人で手前勝手であ
るが気楽な気持ちで記してみます。

教育は学問や技術を教えるだけで
は仲々改善されないと思う。学生に
教科内容を理解させるため「いかに
教えるか」は教師が研究すべき問題
であるが学歴偏重激化した現社会競
争の世の中では教員父母が一体とな
ってこのすきみ切った世の中を如何
に乗り越えてゆくべきか、一つの会
を重ねる毎によりよい会に進めて行
きたいものである。

学校格差等の問題は義務教育の無
償教育の機会均等をうたった教育基
本法の精神は残念乍ら踏みにじられ
ているといわざるを得ない。

そこで学生の進路について思う。
教大学生らしい特色を大切に育て、
社会の不正と闘う精神を養ってほし
いものである。

(1) 官公庁大企業の採用を各大学か
ら平等に採用。
この様に向上をはかるには一人で

(2) 国立大学は経済力の豊かなよい
教育環境であるから国立大の授業
料を大巾に上げるか、私立大学へ
の助成を大巾に上げて格差をなく
も多くの父母が進んで、入会してこ
そ明るい会が発展するものと考え

昭和五十一年度文教大学行事予定

月	日	曜	行	事
1	10	(月)	授業開始	
	25	(火)	教育学部・人間科学部推薦入学出願受付開始	
	27	(木)	教育学部・人間科学部推薦入学出願受付締切	
	28	(金)	授業終了	
	~	~	補講期間	
	1	(火)	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付開始	
	4	(金)	期末試験	
	18	(金)	推薦合格者発表・入学手続開始	
	9	(水)	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切	
	18	(土)	年度末休業	
	19	(土)	推薦合格者入学手続締切	
	23	(水)	学力選抜試験	
	24	(木)	学力選抜出願者合格発表、入学手続開始	
	7	(月)	学力選抜試験合格者入学手続締切	
	19	(土)	卒業式	

支部結成状況

* 新潟県

* 埼玉県

* 群馬県

後藤 樽 根

去る十月一日、新潟県小千谷市で同市「女教師と母の会」主催で本会常任委員後藤樽根教授の講演会が開かれるのを機会に、講演会終了後、本会新潟県支部結成準備会を開きたい旨、県下の本会々員に呼びかけたところ、左記の会員が参集。

- ◇大桃 昇吾 ◇浅田 健治
- ◇広井 幸雄 ◇桜井 武司
- ◇桑原 誠一 ◇小幡 清治
- ◇松井レイ子 ◇上村 稔
- ◇佐藤 正弘 ◇中山 幸男
- ◇井口 幸子 ◇関 薫司
- ◇滝沢 久平 ◇山之内一男
- ◇伊藤 キヨ ◇高野 政弘
- ◇宮田 学 ◇吉 斉
- ◇風間 晴美 ◇阿部 裕美
- ◇水落 明美 (○印は同窓生)

まず、後藤委員から、本会の設立趣旨を説明。

の研修等のためにも、大学側と父母同窓生(卒業生)との強力な協力が必要であり、この会の運営は、むしろ本部よりも支部活動の方に重要な意義を持つものである。」

と、支部結成の重要さを強調。父母からも活発な発言があつて、全員一日も早く支部を結成して本部事業に協力しようということになった。

また、同窓生も、同窓会の県支部結成を急いで、父母と教職員の会と協力することを約して散会した。

なお、席上、直ちに支部結成の世話人を互選。

◇湯沢町の宮田 学氏 ◇三条市の大桃 昇吾氏 ◇小千谷市の滝沢久平の三氏が委員となり、一月早々支部結成総会を開くべく、すでに県下郡市別の名簿作成に着手、県内父母に呼びかけて、全員加入を目標に活動中である。なお、支部結成の連絡事務所は、当分、次の通り。

◇南魚沼郡湯沢町二七三八宮田 学

埼玉・群馬支部

去る十一月十四日午後一時から、文教大学会議室に、埼玉・群馬両県支部結成準備会が開かれ、

- 〔埼玉県例〕
- ◇近藤 敏 ◇石川 勝己

- ◇引間 良平 ◇渡辺 良夫
 - ◇飯塚 勝 ◇田口 作次
 - ◇福島善一郎 ◇福田 義賢
 - ◇筒井 進
- 〔群馬県例〕
- ◇斉藤梯一郎 ◇坪井 昭男
 - ◇飯塚佐寿計

本部からは、鈴木貞三副会長、堀越源作学生部長、石原武事務局長、後藤樽根常任委員、佐々木彦九郎常任委員が出席、両県支部結成の協議がなされた。

まず、鈴木副会長・堀越学生部長の挨拶の後、石原事務局長が、大学小千谷市における新潟県支部結成の準備会



の現況並びに父母と教職員の会の現状等を説明の後、協議に移り、後藤常任委員から、参考のために新潟県支部結成の模様の説明があつて、埼玉・群馬の両県側にわかれて、それぞれ支部結成の話し合いを行った。協議の結果、左のように、両県の役員の一部が決定した。

- ◇支部長 渡辺 良夫氏(連絡先)
- ◇久喜市所久喜六八一(渡辺方)
- ◇副支部長 近藤敏氏・福田義賢氏(群馬県)
- ◇支部長 坪井 照男氏(連絡先)
- ◇館林市本町二四一二(坪井方)

なお、会終了後、出席会員は、おりから開催中の大学学園祭を見物、学生たちの充実した活動に接した。

支部結成の相談

別項「支部規定」(様式)は一つのヒナ型にすぎません。各府県の状況に適した支部規定を作るのが望ましいが、不明の点ありましたら、遠慮なく事務局に御相談ください。

なお、支部総会のついでに講演会開催希望のむきは、講師を指名、お申込みください。

文教大学父母と教職員の会 ○○県支部規約

- 第一条 本会は、名称を文教大学父母と教職員の会○○県支部とし、事務所を支部長宅におく。
- 第二条 本会は、○○県内在任の文教大学父母と教職員の会会員をもって組織する。
- 第三条 本会は、当支部会員相互の親睦を図り、本部の事業に協力することを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達するために左の事業を行なう。
- 1 本部との密接なる連絡を保ち、本部事業に協力する。
 - 2 当支部会員の親睦を図るための事業。
 - 3 県出身学生の研究・親睦・進路についての協力。
 - 4 文教大学同窓会県支部との連絡・親睦・協力。
 - 5 その他本会の目的達成に必要な事業。
- 第五条 本会の経費は、会費及び寄付金によって支弁される。
- 第六条 本会の会費は、年〇円とし、毎年四月末日までに納入する。
- 第七条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。
- 第八条 本会の会費は、支部総会で定める。
- 第九条 本会に左の役員をおく。
- 1 支部長 一名
 - 2 副支部長 一名
 - 3 支部委員 若干名
 - 4 会計監査委員 二名
- 第十条 役員任期は二ケ年とする。但し再任を妨げない。
- 第十一条 役員欠員が生じた場合は、委員会で選定し補充する。但し、役員は後任者が決定するまで、その職にあるものとする。
- 第十二条 支部長・副支部長は委員会互選し総会の承認を得る。
- 第十三条 役員会は、郡・市の会員から選出された委員をもって構成する。
- 第十四条 支部長の任務は次の通りとする。
- 1 支部長は、支部を代表し、各会議を招集する。
 - 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれに代わる。
 - 3 支部委員は、支部業務の運営に当り、各市・郡会員との連絡を密にする。
 - 4 会計監査委員は、主として支部会計の監査に当り、総会に報告する。
- 第十五条 総会は毎年定期一回開催し、委員会が審議した事項の承認をする。但し、必要ある場合は、臨時に開くことができる。
- 第十六条 委員会に、随時開催し、左記の事業を審議する。
- 1 規約
 - 2 役員
 - 3 事業計画
 - 4 決算
 - 5 予算
 - 6 その他目的達成に必要な事項
- 第十七条 総会は、会員の過半数をもって成立する。
- 第十八条 当支部は、県内の市郡に分会を置くことができる。
- 第十九条 分会は、分会地区の会員をもって構成し、支部の目的達成に協力する。
- 第二十条 分会の運営は、分会で選出された支部委員が当る。
- 本規約は、昭和 年 月 日から施行する。

編集後記

会報第一号をお届けします。「文教大学父母と教職員の会」は、さる八月二十二日に発足いたしました。この会がこれから大きく発展し、文教大学の教育を支えていく強い力になるためには、会員相互のコミュニケーションが欠かせません。会報は、この情報交換の場としての役割を果たしていきたく考えております。

会報は、単に会本部の情報を伝えるばかりでなく、各地の地方情報を交換し合う場であり、また、会員相互の声の交換の場にもしたいと考えております。本号は第一号ということもあって、役員のごあいさつや会の規約など、本部情報を伝えることが中心になりましたが、第二号以降からはできるだけ右のような方針で編集していきたいと考えています。この会報を、親しみのもてる、しかも有益なものにしたいと思っておりますので、会員の皆様の要望や注文を寄せていただきたく思います。

なお、会報は年二回発行で、第二号は明年六月ごろを予定しています。会に關する小さな情報は、本大学が毎月発行している「大学ジャーナル」にも載せていただくことになっていますので、お見逃がしのないようをお願いいたします。

(佐々木)